



## 問 い

## 答 え

<p>② 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。</li> <li>選択した取組は、適切に実施してください。</li> </ul>
<p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に取り組んでいるものも、「令和4年度または令和5年度の取組」でカウントできます。</li> <li>その際は、1つ以上は新しい取組または従来の取組の強化・拡大をしてください。</li> </ul>
<p>④ 低減の取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。本事業の期間内である令和4年度～5年度の間に取り組んでください。</li> </ul>
<p>⑤ いつ頃までに申請すれば良いのか。また、いつ頃支援を受けられるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に秋肥、春肥でそれぞれで申請してください。</li> <li>秋肥について、早めに申請いただければ、できるだけ年内に支払えるようにします。</li> </ul>
<p>⑥ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。</li> <li>肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。</li> </ul>
<p>⑦ 令和5年5月に店頭で購入した肥料も支援の対象か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年春肥分の支援金の申請は令和5年2月頃の〆切のため、それまでに注文した肥料が対象となります。春肥の注文は早めをお願いいたします。</li> </ul>



農林水産省ホームページにて、本事業の解説動画を掲載しております（左のQRコード参照）。是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



<申請先> 肥料を購入された店舗(JAや肥料販売店等)

<問合せ先> 茨城県農業再生協議会

茨城県農業技術課 電話 029-301-3894

茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 電話 029-232-2115

県北農林事務所 農業振興課 電話 0294-80-3303

県央農林事務所 農業振興課 電話 029-221-3034

鹿行農林事務所 農業振興課 電話 0291-33-4117

県南農林事務所 畜産振興課 電話 029-822-8521

県西農林事務所 農業振興課 電話 0296-24-9169